

国家機密法を考える

暗黒時代への道を許さないために

今、国会では国鉄「分割・民営化」法案がごり押しされようとしている中、自民党によって「国家秘密法」案が再度上程されようとしています。

主権者たる国民が、知り、語り、公表することが出来なくなったりとき、それはファシズムの時代、戦争の時代の到来を意味することは明らかです。戦前の国家総動員の重要な手段となった軍機保護法の現代版、戦後最悪の法律といわれるこの国家秘密法が今これほど執ように持ち出されようとしているねらいは何か。

憲法発布40周年にあたる今回は戦前の軍国主義を赤裸々に語る貴重な映画「武器なき敵」と国家秘密法阻止のために活躍される後藤好成弁護士の講演、及び戦時中の体験談報告をもとに共に考えてみましょう。

- ▶ 1986年12月3日(水)
- 午後6時～8時
- ▶ 宮崎市総合体育館大会議室
(宮崎女子高北隣☎29-5603)
- ▶ 参加費 資料代として300円



(映画「武器なき敵」カットより)



I 映画「武器なき敵」昭和15年製作

「昭和15年憲兵指令部の指導と内務省の後援で製作され、当時『文化映画』として、上映されていた。

画面には、日中全面戦争がピークに達し、欧州でも動乱の火蓋が切られ無謀な戦火の拡大へと国民を駆り立てつづいた軍部・政府のもとでの『非常時』日本の社会の断面が、戦場シーンと交々写しだされ、たたみかけるように様々なスローガンが繰り返される。いわく、『戦場は戦場、洩らすな軍機』『小さい自慢がお國の大業』『晴れの出征、洩らすな機密』『厳守せよ軍機保護法!』そして『一億一心、搖るぎなき国防国家の完成へ!』

映画のナレーションは、はっきりと秘密の対象は軍需産業ばかりでなく平和産業についても存在するし、不平不満を口にするのはスパイ同然であるとも力説している。『軍国日本』の権力が、その意図を何の遠慮会釈もなく赤裸々に表現しているだけに、秘密保護法制の行きつく先を理解するには格好の映画である。」

(日本弁護士連合会国家秘密法ニュース第3号より)

II 講演 国家秘密法案

その危険な内容と背景
弁護士 後藤好成

III 「体験談報告」(若干名) あのときのこわさは忘れられない (発言希望の方は主催者へ申出て下さい)

主催

宮崎民主法律家協会
日本科学者会議宮崎支部

連絡先 宮崎中央法律事務所 ☎ 0985-24-8820

第16回憲法と平和を考える集い

国家機密法を考える

暗黒時代への道を許さないために

I 映画 「武器なき敵」 昭和15年製作

《資料集》

II 講演

「国家秘密法」

その本質と背景について

弁護士 後藤好成



III 「体験談報告」(若干名)

あのときのこわさは忘れられない



1986年12月3日(水)

(映画「武器なき敵」カットより)

午後6時～8時

宮崎市総合体育館大会議室

《もくじ》

① 講演レジメ	p 1
② 「昭和の歴史」小学館発行第五巻付属年表	p 2
③ 長谷川町子著「さざえさんのうちあけ話」より	p 3
④ 戦中の関連法規	p 4
⑤ スパイ防止ってなんだ(朝日新聞より)	p 5-p6
⑥ 軍機保護法下での弾圧例	p 7
⑦ 防衛秘密にかかる行為等の防止に関する法律(案)に対する一問一答	p 8
⑧ 日米共同作戦計画とは何か	p 9
⑨ 「シーレーン防衛」とは何か	p 10
⑩ 「米の核使用是認発言」(中曾根首相)	p 11
⑪ 国家秘密知る権利(朝日新聞より)	p 12
⑫ 地方自治体による促進決議と反対決議 (朝日新聞社とスパイ防止法定促進国民会議調査)	p 13-p15
⑬ 自衛隊での秘密保全の標語	p 16

主催

宮崎県主法律家協会

日本青年会議官崎支部

16回憲法と平和の考え方

「国家秘密法」

その本質と歴史について

1986・12・3弁護士後藤好成

戦争と国家秘密法

- ① 戦前の「国家秘密体制」とその歴史的背景
軍機保護法と国防保安法
- ② 戦前の検挙・弾圧はどのようなものであったのか
- ③ いわゆる「スパイ」とは何であったのか
- ④ 軍機保護法、国防保安法をモデルにして作られた国家秘密法

IV 「国家秘密法」は何故、今頃出されてきたのか

① 日米軍事同盟と戦争計画

- イ、最近完成したと思われる二つの戦争計画（日米共同作戦計画）
- ロ、「不沈空母」・「三海境封鎖」・「シーレン防衛」の関係

② 日米武器技術協力

IV 最後に・・・国家秘密法が成立すれば

- ① 立法者側の本音と狙い
- ② 外国ではどう使われているのか
- ③ 核・平和問題と国家秘密法

「国家秘密法」とはどんなものなのか

- ① 国家秘密法はどんな「秘密」をつくろうとしているのか
- ② 私達の知る権利・言論・出版・報道の自由はどのように害されるのか
 - イ、どのような行為が罰せられるのか
 - ロ、どのような人達が対象となるのか
 - ハ、国家秘密法はどのように運用されるおそれがあるのか

「昭和の歴史」小学校発行第五卷付年表

			西暦	年号	内閣	日本	世界
	8.30 阿部内閣	<p>8. 25 開戦、三国同盟交渉の打ち切りを決定。 -28 平沼内閣総辞職。-30 阿部内閣成立。</p> <p>9. 1 最初の興亜奉公日。-15 モスクワで、ノモンハン事件停戦協定成立。-23 大本営、支那派遣軍の被闘序列を発令。</p> <p>10. 18 価格等統制令・地代家賃統制令・賃金臨時措置令公布(物価・賃金等を9月18日現在の水準に凍結)。</p> <p>9. 18 価格ストップ令)。</p> <p>11. 4 野村・グルー間で日米国交調整問題に関する交渉始まる。-6 米穀配給統制応急措置令公布(米穀の強制買上げ制実施)。-7 日本軍兵士、山西省林県で覺醒運動を結成、反戰活動を開始。-24 日本軍、南京占領。-30 野村外相、仏大使に援蔵行為の停止・軍事専門家のハノイ派遣等を申し入れ。蔵介石、冬季攻勢を訓令(12月中旬から翌年1月にかけて冬季攻勢)。</p> <p>12. 6 小作料統制令公布。-22 グルー米大使、日米新通商航海条約の締結を拒否。-25 日本軍兵士、重庆で日本人民反戦同盟を結成。</p>	8. 23 独ソ不可侵条約調印。	9. 11 内務省、部落会・町内会・隣保班・市町村常会整備要綱を通達。23 日本軍、北部仏印進駐を開始、仏軍と衝突。-27 ベルリンで、日独伊三国同盟に調印。	9. 13 イタリア軍、エジプトに侵攻。	12. 1 御前会議、8日開戦を決定。-8 日本軍、マレー半島上陸、ハワイ真珠湾空襲(太平洋戦争始まる)。攻撃開始後、ハル貝官に最後通牒を手交。天皇、英米両国への宣戦の詔書を裁可。開戦により新聞・ラジオの大気子報・気象報道中止。-9 「非常措置」と称して全國215人検挙、150人を予防検束。また在日朝鮮人123人を検挙。-10 東京の新聞通辻8社主催米英聯誼国民大会。ラジオによる全国一斉臨時聯組常会。大本営政府連絡会議、戦争の名称を「大東亜戦争」とすることを決定。マレー沖海戦。日本軍、クアム島占領。ヘンソン島北部に上陸。-19 言論出版集会社等臨時取締法公布。-21 日本・タイ同盟条約調印。	12. 8 独軍・クワ攻撃失敗。-11 独・伊米宣戦布告、独伊日法協定。
1940	昭和15 米内光政内閣	<p>1. 14 阿部内閣総辞職。-16 米内内閣成立。</p> <p>-21 英軍艦、千葉県野島崎で浅間丸を脇駆、独人船客を拉致(右翼の反英運動激化)。</p> <p>2. 1 青少年雇入制限令公布。-2 民政党森藤隆夫、衆院で政府の日中戦争処理を批判し問議題(3.7 議員除名)。-6 村山後太郎ら検挙(生活綱方運動に対する弾圧始まる)。-10 津田左右吉著『神代史の研究』上代日本の社会及思想(日本上代史研究)発禁。</p> <p>3. 9 社大党、森藤隆夫の除名に反対した片山哲らを除名。-23 親親派議員、親戦貴族議員連盟を結成。</p> <p>-30 南京で汪兆銘を首班とする中華民国政府成立。</p> <p>4. 8 国民体力法公布。-10 大本営、宜昌進攻作戦を認可。-24 国民精神総動員本部発足。</p> <p>6. 1 6大都市で一般家庭消費用砂糖・マッチの切符制実施(配給統制)。東京・大阪は5日から実施)。</p> <p>-24 近衛文麿、枢密院議長を辞任、新体制運動への乗り出しを声明。政府、英大使にビルマート・香港経由の援蔵物資輸送停止を申し入れ。</p> <p>7. 6 新体制運動促進のため社大党解党。奢侈品等製造販売制限規則公布(7日施行。いわゆる7.7禁令)。</p> <p>-8 日本労働総同盟、自発的解散を決定。-12 英大使、ビルマートの3ヶ月間閉鎖を受罰。-16 陸軍の策動により米内内閣総辞職。政友会久原派解散。</p> <p>-19 近衛・松岡・東条・吉田・基本国策を協議(萩窓会議)。-22 第2次近衛内閣成立。-26 開戦で「基本国策要綱」を決定。米政府、航空爆発油、鋼鉄などの輸出許可制実施。-27 大本営政府連絡会議で「世界情勢の推移に伴ふ時局処理要綱」を決定(好機捕捉の南進政策)。-30 政友会中島派解党。</p> <p>8. 15 民政党解党。-20 八路軍、兵力で華北の交通線等を一斉に攻撃(百团大戦始まる)。-29 重要産業統制団体懇談会設立。</p>	<p>3. 12 ノ連・フィンランド講和条約調印。</p> <p>4. 9 独軍、ノルウェー、デンマークに侵攻。</p> <p>5. 10 独軍、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクに侵攻。</p> <p>-27 英軍のダンケルクからの撤退始まる。</p> <p>6. 10 イタリア、英・仏に宣戦布告。</p> <p>-14 バリ陥落。</p> <p>-16 フランスでベタン親独内閣成立。</p> <p>-17 フランス、ドイツに休戦申し入れ(降伏)。</p> <p>-18 ドゴール將軍、対独抗戦を呼びかける。</p> <p>6. 22 独仏休戦協定調印。</p> <p>7. 3 英艦隊、アルジェリアのオランで仏艦隊を攻撃。</p>	<p>1. 8 戦備訓練の示達。-16 大本営陸軍部会議で「大東亜長期戦争指導要綱」・对支長期作戦指導要綱」を決定。大日本青年団結成。</p> <p>3. 1 国民学校令公布。-7 國防保安法公布。</p> <p>-12 独・伊訪問のため、松岡外相、東京を出発。</p> <p>4. 1 生活必需物資統制令公布(生活必需品の配給統制全面化)。6大都市で、米穀配給通報制実施。</p> <p>-13 日ソ中立条約調印。-16 ハル国務長官・野村大使間で、日米交渉正式に始まる。</p> <p>5. 14 手防拘禁令官制公布。</p> <p>6. 6 大本営陸海軍部「対南支那戦略要綱」を決定。</p> <p>7. 2 御前会議で、「情勢の推移に伴ふ帝国国策要綱」(対米英戦も辞せず、対ソ戦準備)。-7 開港特権(開東軍特別演習)のための第1次決闘令下令。</p> <p>-16 第2次近衛内閣総辞職。</p> <p>-18 第3次近衛内閣成立(外相は、松岡洋右から豊田貞次郎に)。</p> <p>-25 米政府、在日米資産凍結令を公布。</p> <p>-28 日本軍、南部仏印への進駐開始。</p> <p>8. 1 米政府、発動機燃料・航空機用潤滑油の対日輸出を禁止。-30 重要産業団体令公布。</p> <p>9. 2 貿易議員団協成。-6 御前会議で「帝國国策進行要綱」決定。</p> <p>10. 12 近衛首相、陸・海・外相・企画院總裁と和戦問題につき会談。-15 岩崎秀美検挙、ついで、リヒャルト・ゾルゲ検挙(ゾルゲ事件)。-16 第3次近衛内閣総辞職。</p> <p>10. 18 東条内閣成立。-30 重要産業団体令適用の重要産業を指定(以後、つづつに統制会を設立)。</p> <p>11. 5 御前会議で「帝國国策進行要綱」を決定(対米交渉不成立の場合、12月初頭に武力発動)。政府、米納人使の米国派遣を決定。-22 国民勤労報国協力令公布。-26 米国務長官、日本側代表に、中国からの撤兵等を求める覚書(ハルノート)を提出。日本海軍機動部隊、ハワイ海域に向け、南千島ヒトカツブ瀬を出港。</p> <p>12. 1 御前会議で、米・英・蘭に対する開戦を決定。</p> <p>-4 マレー攻撃部隊、南支那・南洋を出港。</p> <p>-8 日本軍・マレーに上陸。ハワイ真珠湾を空襲(太平洋戦争始まる)。</p>	<p>1. 29 米英蘇僚会議開催(統合軍事戦略検討)。</p> <p>3. 11 米で武器貸与法成立。</p> <p>4. 6 独軍、ギリシア、ユーゴに侵攻。</p> <p>5. 6 スターリン、ソ連首相に就任。</p> <p>-27 米大統領、国家非常事態を宣言。</p> <p>6. 22 独軍、ソ連に侵攻(独ソ戦始まる)。</p> <p>7. 12 英・ソ相互援助協定調印。</p> <p>8. 12 ローズベールとチャーチル、大西洋憲章を發表。</p> <p>10. 1 モスクワの米・英・ソ・蘭会議で、対ソ援助調定調印。</p> <p>10. 16 ノ連政府、モスクワからクイビシナに移転。</p>	<p>1. 2 開戦、毎月8日を大招奉敵日と決定。日本軍マニラ占領。-16 大日本翼賛社年会結成。</p> <p>2. 2 大日本婦人会結成。-5 日本新聞会設立。</p> <p>-15 日本軍シンガポール占領。この日から3月末にかけ6500人の軍備を逮捕、うち5000人を処刑。</p> <p>-18 戦捷第1次祝賀式。開港・翼賛道平賀運動基本要領決定。-20 陸軍刑法・海軍刑法改正公布(戰地裁判新設)。-23 翼賛政治体制協議会越成。</p> <p>3. 1 日本軍ジャワ島上陸。-6 海軍省、19軍司令官。</p> <p>-7 大本営政府連絡会議、今後採るべき戦争指導の大綱決定。-19 同文会、翼賛政治体制協議会の解消を政府に要求。</p> <p>4. 1 航船運営会設立。配電統制令に基づく9配電公社開業。-11 バタアン半島占領。その後、捕虜移動中の多くの米兵・フィリピン兵死亡(バタアン死の行進)。-18 米軍機16機、日本本土初空襲(ドゥーリック空襲)。-30 第21回総選挙(翼賛選舉)。</p> <p>5. 5 大本営、ミッドウェー島・アリューシャン列島の攻略を命令。-7 琉球海戦(史上初の空母同士の海戦)。-13 企業連合会公布。-15 開港・官製国民運動6大團体を大政翼賛会の傘下に統合することを決定。浙贛作戦開始。-20 翼賛政治会結成。-26 日本文學研究会結成。</p> <p>6. 5 ミッドウェー海戦。-7 キスカ島。(8日)アツ島無血占領。</p> <p>7. 11 大本営、南太平洋進攻作戦の中止を決定、ニューギニアのポートモレスビーにたいする陸路進攻作戦を命令。-22 陸軍省、空の軍神・加藤建夫作戦圖隊長戦死免表。-24 情報局、東京・大阪・名古屋・福岡地区の主要新聞統合、他の各道府県1紙制方針発表。この月、泰輔連接鉄道建設着手(～43.10.17)。</p> <p>8. 7 米軍、ソラギ島・ガダルカナル島上陸。-8 第1次ソロモン海戦(～9月)。-14 政府、部落会・町内会に大政翼賛会の世話役を、隣組に世話人を置くことに。</p> <p>8. 12 モスクワと米ソ3国講和。</p>	
	7.22		7.18	昭和16	第2次近衛文麿内閣		
			10.18	昭和17	東条英機内閣		



前編 85

確かにこれに違反するものは最高「死刑」という異常な重罰規定をもつて強圧しようというもので、まさに暗黒政治の再現である。

戦前の戦時ファッショ体制の再現ねらう

國家機密法案は、戦前の侵略戦争遂行のため国民を戦争にかりたてる重要な役割を果たした「軍機保護法」「国防保安法」と、ウリ二つであり、これら戦時国家体制を支えた国民弾圧法の復活をはかるものである。

「軍機保護法」は、中国全土への日本軍国主義の侵略戦争いわゆる「支那事変」直後の一九三七（昭和十二）年に、明治以来の軍機保護法を全面改正したもので、「作戦、用兵、民衆工作の復活をはかるものである。

国防保安法は、太平洋戦争の直前、一九四一（昭和十六）年に制定されたもので、「国防上外国ニ対シ秘密スルコトヲ要スル外交、財政、経済ソノ他ニ関スル」国家機密を外国に漏れ、公にした時は、死刑、無期懲役というものであった。

「軍機保護法」と「国防保安法」は二つが一体となつて、軍事機密だけでなく、外交機密をも処罰の対象とし、全国民のすみずみまで監視の網をはりめぐらせたもので、国民総動員体制を確立していく重要なテコとなつたものである。この

我が国の国際的地位は日清、日露の両戦役に因つて著しく損耗せられ、昭和六年の満洲事変以来一段の飛躍を遂げ、支那事変以来益々その地位の高くなりつつあることは顕著なる事実である。それに伴ひ、列国が我国に対し特に注目し、我が国の軍事上の秘密のみならず、国家総動員上の秘密、及我国の外交方針、財政、経済等に関する根本的計画、其の外外交、財政、経済等の重要な国務に関する國家の重要な機密に関し絶大なる関心を有するといふことは自然であり、当然子細しなければならぬところである。「

点についての国防保安法の立案關係者で、大審院検事の大竹武七郎氏は次のように書いている。

「国防保安法は何故必要か。それは、一言にして言へば、国際闘争形態の変化といふことに需する。

戦争の歴史は人類の歴史と共に甚だ古いものであるが、戦争の際に、敵の秘密を探知、収集するといふことは勿論昔から行はれたことであらう。しかし古代の戦争に於ては、軍事上の秘密として探知、収集の対象となつたものは、敵の兵数、行動等に過ぎなかつたであらう。ところが兵器の進歩に伴ひ、兵器に関する秘密、即ちその機構、性能、数量、製造能力といふやうなことも亦探知、収集の対象となるに至つた。最近に於ける戦争は、戦場に於ける武力によつて戦闘行為が勝敗を決する最大の要素の一たることは昔と變りはないが、しかし唯それのみに因つて勝敗は決せらるるのではない。一台の飛行機を飛ばすには乗員の数倍、數十倍の地上整備員を必要とし、一台の戦車を動かすにも亦同じである。のみならず、その背後に大工場と非常に多数の技師、職工その他の職員を必要とする。更にさかのほつて考へれば、その國に於ける兵器を製造する工場事業場及びこれに転用することを得る工場事業場等の数、規模、製造能力並に物資の輸送能力、更に国民の思想情勢その他一般に国家総動員体制が如何なる程度に整つてゐるかといふことが勝敗に重大なる關係を有するのである。従て相手国はこれを探知、収集せんとすることは当然である。

戦中の関連法規

国防保安法

(昭和十六年三月七日)
法律第四十九号

朕帝國議会ノ協賛ヲ經タル国防保安法ヲ我可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

国防保安法

朕帝國議会ノ協賛ヲ經タル国防保安法ヲ我可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

国防保安法

(昭和十六年三月七日)
法律第四十九号

国防保安法

(昭和十六年三月七日)
法律第四十九号

第一案 本法ニ於テ國家機密トハ国防上外国ニ
對シ秘密スルコトヲ要スル外交、財政、經濟
其ノ他ニ関スル重要ナル國務ニ係ル事項ニシ
テ左ノ各号ノ一二該當スルモノ及之ヲ表示ス
ル図書物件ヲ謂フ

一 御前會議、枢密院會議、閣議又ハ之ニ
準ズベキ會議ニ付セラレタル事項及其ノ
會議ノ議事

二 帝国議会ノ秘密會議ニ付セラレタル事
項及其ノ會議ノ議事

三 前二号ノ會議ニ付スル為催シタル事
項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項

四 第二案 本章ノ則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地
外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付亦之ヲ適用ス
ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ
懲役ニ付ス

第五案 外國ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的ヲ以テ
上ノ有期懲役ニ付ス

第六案 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有
シタル者之ヲ外國（外國ノ為ニ行動スル者及
外國人ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ漏泄シ又ハ公
ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ
懲役ニ付ス

第七案 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ与フル
目的ヲ以テ金銀界ノ擾乱、重要物資ノ生産又
ハ配給ノ阻害其ノ他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ
運行ヲ著シク阻害スル虞アル行為ヲ為シタル
者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ付ス

第八案 國防上ノ利益ヲ害スヘキ用途ニ供スル
目的ヲ以テ又ハ其ノ用途ニ供セラル虞アル
シタル者過失ニ因リ之ヲ漏泄シタルトキハ五年
以下ノ罰金ニ付ス

第九案 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ与フル
目的ヲ以テ治安ヲ害スヘキ事項ヲ流布シタル
者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ付ス

第十案 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ与フル
目的ヲ以テ金銀界ノ擾乱、重要物資ノ生産又
ハ配給ノ阻害其ノ他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ
運行ヲ著シク阻害スル虞アル行為ヲ為シタル
者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ付ス

第十一案 第三条乃至第五条、第九条又ハ第十条第一項
目的ヲ以テ又ハ其ノ用途ニ供セラル虞アル
シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ五年以
下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ付ス

第十二案 第三条乃至第五条、第九条又ハ第十
条第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十三案 第三条乃至第五条、第九条又ハ第十
条第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備又ハ陰
謀ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ付ス

第十四案 第四条第一項、第八条、第十二条乃
至前条ノ罪ヲ犯シタル者未だ官ニ發覚セザル
者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ付ス

第十五案 本章ニ規定スル犯罪行為ヲ組成シタ
ル物、其ノ犯罪行為ニ供シ若ハ供セントシタ
ル物又ハ其ノ犯罪行為ヨリ生ジ若ハ之ニ因リ
得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルト
スルコトヲ得

第十六案 第八条第一項又ハ第九条第一項ノ規
定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行為ヨリ生
ジタル図書物件ヲ他人ニ交付シタル者ハ七年
一項ノ区域ニ侵入シタル者ハ五年以下ノ懲役
又ハ二千円以下ノ罰金ニ付ス

第十七案 第十二条第一項又ハ第九条第一項ノ規
定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行為ヨリ生
ジタル図書物件ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ
為ニ行動スル者ニ付ス

第十八案 第十二条第一項又ハ第九条第一項ノ規
定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行為ヨリ生
ジタル図書物件ヲ他人ニ交付シタル者ハ五年以下
ノ懲役又ハ三千円以下ノ罰金ニ付ス

第十九案 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十一条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十二条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十三条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十四条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十五条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十六条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十七条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十八条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十九条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第三十条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第三十一条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第三十二条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

軍機保護法

（明治三十二年七月十五日）
法律第一百四号

改正、昭和一二一法律七二一、昭和一六一
法律五八

朕帝國議会ノ協賛ヲ經タル軍機保護法ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

軍機保護法改正法律（昭和十二年八月十四日法
律第七十二号）

朕帝國議会ノ協賛ヲ經タル軍機保護法改正法律
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

重機保護法

第一案 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト称スルハ作
戦、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要
スル事項又ハ圖書物件ヲ謂フ

前項ノ事項又ハ圖書物件ノ種類範囲ハ陸軍大
臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二案 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル
者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ付ス

第三案 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ
領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無
期若ハ外國ノ為ニ行動スル者ニ漏泄シタルト
キハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ付ス

第四案 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル
者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若
ハ四年以上ノ懲役ニ付ス

第五案 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル
者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若
ハ三年以上ノ懲役ニ付ス

第六案 軍事上ノ秘密ヲ探知シ、収集シ又ハ漏
泄スルコトヲ目的トシテ団体ヲ組織シタル者
キハ六月以上十年以下ノ懲役ニ付ス

第七案 軍事上ノ秘密ヲ探知シ、収集シ又ハ漏
泄スルコトヲ目的トシテ団体ニ加入シタル者ハ六
月以上七年以下ノ懲役ニ付ス

第八案 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第九案 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第十案 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第十一案 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第十二案 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

造若ハ録取又ハ其ノ複写若ハ複製ヲ禁止シ
ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル
者亦前条第二項ニ同ジ

第十三条 第三条乃至第五条、第九条又ハ第十
条第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備又ハ陰
謀ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ付ス

第十四条 第四条第一項、第八条、第十二条乃至
前条ノ罪ヲ犯シタル者未だ官ニ發覚セザル
者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ付ス

第十五条 本章ニ規定スル犯罪行為ヲ組成シタ
ル物、其ノ犯罪行為ニ供シ若ハ供セントシタ
ル物又ハ其ノ犯罪行為ヨリ生ジ若ハ之ニ因リ
得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルト
スルコトヲ得

第十六条 第八条第一項又ハ第九条第一項ノ規
定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行為ヨリ生
ジタル図書物件ヲ他人ニ交付シタル者ハ七年
一項ノ区域ニ侵入シタル者ハ五年以下ノ懲役
又ハ二千円以下ノ罰金ニ付ス

第十七条 第十二条第一項又ハ第九条第一項ノ規
定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行為ヨリ生
ジタル図書物件ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ
為ニ行動スル者ニ付ス

第十八条 第十二条第一項又ハ第九条第一項ノ規
定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行為ヨリ生
ジタル図書物件ヲ他人ニ交付シタル者ハ五年以下
ノ懲役又ハ三千円以下ノ罰金ニ付ス

第十九条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十一条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十二条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十三条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十四条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十五条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十六条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十七条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十八条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第二十九条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

第三十条 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密
保護ノ為必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲ゲ
ルモノニ付測量、撮影、模写、模造若ハ録取
コトヲ得

朝日新聞ヨリ



日比谷音楽の国全音指出に反対して開かれた11・20大集会

朝日新聞



福井県本部で開かれた「スパイ防止法制定特別委員会」は、議論は持たず了りになってしまった。——20日正午すぎ、東京・永田町の自民党本部で

虐殺された無実の民

「おひこ」へペイになれる。」土足で部屋に踏み込んで来た
うして墨書きがされたんだから、外にでも書く。周囲の家などがない
の。」一九二〇年の同市農業組合をたたく音がする。小学校六
に住む林村東（ながんだおり）生の長女アツさん（當時二十一歳）
美代さん（ひだるま）は、詰め寄るよ。二年生の次女文子さん（同
うにアツ）が「おひこ」を繰り返し、つぶやく。「おひこさん（同四〇）、
おひこ抱きの四女、阿子さん（あこさん）」を繰り返す。壁
（回二〇）を拂の起す。壁
の天、邦連さん（回三三）は

少しあとでやせたと同時に、破片は頭皮の一部をそいで
飛び、幾つかの断片を落した。腰
とも、戦後偶然の機会に知り合ひの一人の子は助かる。
たが、二人の正直は一致して、が、その妻の弟二人と妻の母
いる。老人ばかりの男は全員後
ろ手に、女子共は前手に縛られ
たうえ、数段のなきされた。日
れた義父（三歳五才）は、これ
本兵は十人余。「おまめの捕 もババア處女の名で曾を冠の落
防 廉にならぬがいい。ズバーンだと云はれた。以後で知った。
るい」「お國やまだと申すわがな
四 いと思わんかい。よほのなが
一 人、齒を三、四十点先のなきさ
へつづくじ。

この事件の死者は推定で八十
人を超える。襲撃の具体的
な経緯は今もなぞ。が、美代
さんは襲撃の初回、怪我者を救

「……将来住民ノ、敵手二入
ル場合等ヲ考シ……防諺念地
ノ微弱ノ烟スルト共ニ、骨幹
地、織成資本二閻シテハノノ要
点ヲ宣民ニ対シテハ一切秘匿
ル如ク指導スルヲ要く」（陸軍
秘密第一六八〔奇弾冊第一三回〕
〔説教方略參考書第一六〇〕）



仮収容所で衣服を干す人たち

協力の末に

「皇軍」が
子も「処刑」

「おまえのババヤだ、とにかく
わざわざおめでたす年賀状がまだある。
かねるねで腰の辻に立、わいい
こいいただけ」。佐賀県朝倉
市内町の直相が、島袋さんから

「皇軍」
子も「処刑」

ふれていた。
おとの夫の妻夫の面影がいよいよ現
る（四）。

理髪師だった美代
清蔵といふれど、
の弟庄夫さん（当
主）（回五〇）、
女優さん（回一）
五角の髪型（回一）
の女性と中学生
計九人が、一九四
逃げて来た。

（あい）妻の「**お前**（おまへ）が右前方で爆発した」と抱き合ってたんだよ。子さぶは國家。一人が死んで、少しだけやうやく命を救われただけで助かった。彼の一番の直感にはじめたと、心臓付近から

弟は、右わ
さんと
盾にな
壊、左
二人の
は義代
手榴
せたた

続けて来たに違ひなかった。真夜中、寝ねぬまつたが、寝ぼけ眼(いのなま)で、うなづいた。また、口の脣(くちばし)を擦(こす)り、身(み)を起し、また、顔(おもて)を拭(ぬぐ)つた。

海を背に、築港に向つて、煙四列に並んでいた。少しこそと、美代さんは最初に、八人の日本兵が、八脚の馬鹿馬鹿しい、あるいは、醜い、醜陋な、ぬけ殻の如き、兵たちの手から煙草

既に出来た結果の由来の女性が来て、
またそれが出来てからもいたる間に
のじゆ、その周囲に出来た結果
の所伝に大きなものはない。ない
か、なんらかの出来事がないので
あるが、結婚式である。

朝日

朝日



「人間の尊厳を守るために、人権を尊重するに努めよう」という言葉が、多くの人に耳に入りました。しかし、実際には、人権が尊重されるべきであることは明白ですが、その実現にはまだ多くの課題があります。

たとえば、政治的犯人に対する拷問や、監禁などの違法行為が問題視されています。また、労働者の労働条件や、女性の就業権なども、依然として改善の余地があります。

しかし、それでも多くの人々が、人権を尊重する意識を持っています。今後も、より多くの人々が人権を尊重する社会を目指して努力を続けてほしいです。

一方で、国際的な人権問題では、北朝鮮の人権状況や、中国の新疆での人権問題など、深刻な問題が提起されています。これらは、日本の立場から見ると、非常に複雑な問題です。

しかし、それでも日本は、国際社会における人権尊重の立場を堅持し、積極的に人権問題に取り組んでいます。そのため、世界中の多くの人々が、日本を信頼する国として認識されています。

最後に、個人的な意見ですが、私は、人権を尊重する社会を実現するためには、まず、自分自身が人権を尊重する意識を持つことが大切だと思います。他人の立場や意見を尊重する態度を身につけることで、より良い社会が実現できると思います。

以上が、私の人権に対する考え方です。

（略）

防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律（案）に対する一問一答

57年11月自民党政務調査会・行

拔粹

問12 「外国に通報する」とはどういふ意味か。

問 13 国がこれを知り得る状態に置くことをいいます。その方法のいかんを聞くませんが、直接外国に告知、伝達交付する等の方法による場合はもちろんのこと、このような方法によらずとも、外国が知り得る状態になることを認識し、そのようになることを認容した行為も含まれるものとされます。

〔答〕 これらはいずれも「外国」に直接通報する場合ではないが、これらの場合は、結果的に外国が我が國の防衛秘密を知り得る状態になることが明らかであり、しかも行為者がこのようないくつかの状態になることを認識して、そのようになつてもよいと認容して行為する場合には、「外国に通報する」に該当するものと解されます。

〔答〕 「不当な方法で」の概念は、刑事特別法や日米秘密保護法に用いられて以来その解釈と運用が相当固まつております。法律用語として定着しているものと考えられます。また、その内容は〔問17〕の〔答〕にあるとおりであり、不明確な概念ではなく、第十一条の規定の精神を踏まえて運用すれば、拡張解釈や乱用のおそれはないものと思われます。したがって、報道機関の通常の取材活動をなんら制約するものではありません。

なお、防衛秘密は国家の安全に係わるものであり、報道機関といえども、不当な方法に及んでこれを入手しようとすることが許されないことはいうまでもありません。

国家秘密と報道機関の取材活動との関係については、取材行為につき国家公務員法上の秘密漏せつ罪の教唆罪に問われた外務省公電漏せつ事件の最高裁判例（53年5月31日）では次のように判示しております。

報道機関の国政に関する取材行為は、国家秘密の探知という点で公務員の守秘義務と対立抗するものであり、時としては誘導・唆誘的性質を伴うものであるから、報道機関が

取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するようつにそそのかしたからといって、そのことだけで、直ちに当該行為の違法性が推定されるものと解するのは相当ではなく、報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からたるものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上は認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべきである。しかしながら、報道機関といえども、取材に關し他人の権利・自由を不當に侵害するとのできる特權を有するものではないことはいうまでもなく、取材の手段・方法が贈賄・脅迫・強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上は認するとのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならぬ。

問28 第八条第一項の「業務により知得し、又は領有した」とは具体的にはどのような場合か。

問 35 防衛秘密に関する別表が規定する事項は極めて広汎にわたつており、これでは自衛隊に関する事項がすべて対象になつてしまふのではないか。
〔答〕 ①法案では、対象となる防衛秘密の範囲を、「別表に掲げる事項及び

本法違反被疑事件の担当裁判官や弁護人が裁判の過程等において防衛秘密を知得・領有した場合、国會議員が秘密会において防衛当局から説明を受け防衛秘密を知得・領有した場合、大蔵省の防衛担当主計官が防衛秘密を知得・領有した場合、タイピストや印刷関係者が防衛秘密に係る事項のタイプ・印刷等を依頼されて防衛秘密を知得・領有した場合等が考えられます。これらに対し、検察官又は警察官が窃盗事件の捜査中偶然防衛秘密を知得・領有した場合や防衛庁の高官の運転手が高官の話を耳にはさんで防衛秘密を知得した場合は偶然の事由により防衛秘密を知得・領有したものでありますから、これには該当しません。

岡 7 防衛秘密を取り扱う国の行政機關とはどこか。

別表の内容からみて防衛庁がこれに該当することは言うまでもあります。せんが、このほかに、別表第一号への防衛上必要な外国に関する情報又は同上二号の

は日本相互通防衛援助協定に伴う事務その他の関係で外務省、総理府（内閣調査室）又は通産省等が関係してすることになります。また、これ以上の若手、次第にそとそとぞれの

日米共同作戦計画とは何か

1 日米共同作戦計画

ガイドラインは、自衛隊と米軍のあいだで研究すべき数多くの事項を示している。「朝日ジャーナル」が暴露したガイドラインについての「防衛問題国際会議定問答集」には、その研究項目をつぎのように整理した想定答弁がある。

「防衛庁長官指示（五三年十一月十五日）に基づき自衛隊が米軍と行う研究は、日本に対する武力攻撃に際して、自衛隊と米軍が、日本防衛のための作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するためには、相互にどのような協力支援を行い、またどのようにそれをあらかじめ決めておけばよいかということを中心に行われるものである。その細部については、自衛隊と米軍との間の今後における研究にまたねばならないが、主要な研究項目は、大略つぎのとおりである。

- ①共同作戦研究
- ②作戦上必要な共通の実施要領
- ③調整機関のあり方
- ④作戦準備の段階区分と共通の基準
- ⑤作戦運用上の手続き
- ⑥指揮及び連絡の実施に必要な通信電子活動に関する相互に必要な事項
- ⑦情報交換に必要な事項
 - ア 交換する情報の種類
 - イ 交換の任務にあたる部隊の設定
- ⑧補給、輸送、整備、施設等後方支援に関する事項
- ア 必要な細目の研究、特に予定される不足補給品の品目、数量、補完の優先順位、緊急取得要領等の調整

イ 自衛隊の基地及び米軍の施設・区域利用のあり方（『朝日ジャーナル』八一年一月三十日号、二〇一—二一六）

議長の説明によると「双方の幕僚が具体的な作業に入りましたのは七九年の七月ころ」とのことなので、ほぼ五年間にわたる研究作業の結果であって、おそらくぼう大かつ精密、詳細なものとみられる。極秘にされているその内容の一部がワシントン小川特派員のスクープで「朝日」（八〇年六月五日）のトップ記事となつたことがある。左近允氏は、この報道について、「アメリカから出たようですね。統幕では驚いたようだから」「出るべきでない」とが報道されたことに驚いたんだしょ。日本から出たら大問題ですけれども」と語つており、竹田五郎前統幕議長も「我々の方は言えません」といつているだけなので、記事の内容は正確なものだったと思われる。この「朝日」の記事は、「国防省当局者ら米側関係筋が四日までに明らかにしたところによると」として、つきのように報じていた。

「現在、防衛省統合幕僚会議事務局と横田の在日米軍司令部（司令官、ウイリアム・ギン空軍中将）との間で、士、日曜を除いて、ほぼ連日会議を開いて策定作業を進めているという。

この計画の内容は最も秘密度の高い「機密」扱いにされている。しかし、関係筋が明らかにしたところでは、陸上自衛隊が想定しているソ連の北海道に対する局地戦以下の侵攻対策を基本に、陸海空三自衛隊による阻止から反撃作戦への具体的な展開ならびに運用、またそれに呼応する岩国基地の第一、海兵、航空団、横田の第五、空軍、横須賀の第七、艦隊、沖縄の第三、海兵師団など米軍の展開を盛り込んでいる。

同計画の内容は詳細を極め、例えば日米両国が必要とする魚雷の数の推定から始まり、貯蔵されている魚雷をどんな運搬手段で、どの道路を使用してどこへ集めるかなど、すべての日米両国の兵員と兵器の動きを「地図と時計をしながら」シナリオ化したものだという」（「朝日」八〇年六月五日、傍点は引用者）

85

長官指示から五年たった今日、おそらく実際に米軍とともに戦争をおこなううえで必要不可欠な、ここにあげられた研究は、細目をふくめてほとんどが完了し、その多くは実施に移されているにちがいない。たとえば大韓航空機事件に際して、自衛隊の稚内基地のレーダー情報は、外交ルートをつうじてではなく、自衛隊一米軍の情報ルートをつうじて、いち早くアメリカに伝わっていたとみられる。ガイドラインは「一、侵略を未然に防止するための態勢」でこう規定していた。

このリストの冒頭にあげられた共同作戦計画の研究は、そのうちもつとも重要で決定的意義をもつ研究である。ガイドラインは「二、侵略有するための態勢」でこう規定している。

「自衛隊及び米軍は、日本防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するため、共同作戦計画についての研究を行う」

前節でも引用したいわゆる「ナン報告」（米上院軍事委太平洋研究グループ報告書）も、ガイドラインをきわめて高く評価しつつ、「日米両国は、日米防衛協力のための指針の下で承認されている協力計画に対し高い優先順位を置き、これを実行すべきである」とし、「日米両国にとって関心のあるすべてのシナリオに対する共同計画の完成」（『国防』七九年五月号、七六六）を求めていた。

このシナリオのうち、まず日米安保条約第五条にかんする日本有事のシナリオにもとづく共同作戦計画の研究が着手され、八四年に完成して十一月二十一日、中曾根首相の了承を得た。すでに米側ではベッキー統合参謀本部部長が承認しており、十二月二十六日、六本木の防衛庁で渡部統幕議長とティエラ在日米軍司令官が厚さ約五寸の計画案に署名をとりかわす署名式がおこなわれた。前節でも引用した左近允元統幕議長が四日までに明らかにしたところによると」として、つづきのように報じていた。

つまり、「日本有事」の際の日米共同作戦について、どの地域のどの軍隊がどう動き、いつどのようにに戦うか、自衛隊と米軍との共同作戦はどうおこなうか、航空機、軍艦、戦車、砲弾、ミサイル、魚雷などを、何機、何隻、何個、どの道を何時間かかるべくかなどなど、日米両軍の「兵員と兵器の動き」のすべてが、「地図と時計」にもとづいてシナリオ化され、すでに完成したのである。

ガイドラインは、自衛隊と米軍の効果的な共同作戦のため「調整機関」を設置することをとりきめている。同記事は「この調整機関は一種の合同司令部になる可能性を含んでおり、NATO軍のみに、米軍指揮のもとで、自衛隊が米軍の一部隊として参戦するものとなることを示唆している。よく知られているようにNATO軍は統一司令部をもつていて」

今回の署名式についての記事でも「具体的な内容はトップシークレットとされるが、(1)情勢見積もり(2)相手の可能行動能力（例えはF-16戦闘機の三沢基地配備）の変化の都度、修正される」（毎日）八四年十二月二十七日付）と報道されている。

「日本有事」の作戦計画が完成したため、つぎは安保条約第六条関連の「極東有事」のシナリオにもとづく作戦計画の研究がすでにはじまっている。その土台となるものは、「日本有事」のシナリオであり、それが完成している以上、第二、第三のシナリオにもとづく作戦計画の研究は、より短期間に終了するにちがいない。そして、ウエスト米国防次官補が「日本だけが孤立した形で攻撃されるということはありそうにない」（八二年三月、米議会の日本問題公聴会）と証言しているように、米側が本来想定しているのはソ連軍の日本侵攻などではなく、朝鮮、中東、ヨーロッパなどの米ソ対決に

シーレーン防衛とは何か

このハワイ事務レベル会議で、ビグリー第五部長は、「レト」防衛をめぐる日米の作戦力扭りについて、つぎのように説明したと報道されている。

「この中で同部長はシーレーン防衛での日米協力をめぐり①日本は一千哩内の防衛努力を行うことを期待する②米国は攻勢的作戦を行う③一千哩以遠については日本に協力する」との考え方を示したとされている。

しかし、関係筋が明らかにしたところによると、米側は「太平洋からインド洋に至る西側航路帯の確保」という意味でシーレーン防衛の言葉を使っており、このうち日本には「グアム以西、フィリピン以北」の北西太平洋を中心とした面的な海域全般で、ソ連の潜水艦やバックファイアー爆撃機からの防衛作戦を受け持つよう求めるなど、相当に踏み込んだ提起をしていた。

そして、日本側が受け持つ具体的な作戦として①三海峡封鎖

によって西側シーレーンを脅かすソ連の攻撃型潜水艦が沿海州の基地から太平洋に出るのを阻止する②F-15迎撃戦闘機の大量配備によって、日本列島上空に強力な防空網を張りめぐらし、バックファイアー爆撃機が太平洋上に出るのを阻む——ことをあげ、「こうした色々な作戦を組み合わせてシーレーン防衛は効果的なものになる」と述べた、という。

また、米側の役割は①一千哩以内での攻勢的作戦②一千哩以遠での攻勢、防衛の両作戦——であると説明したが、「一千哩以内での攻勢的作戦」の具体例としては、米第七艦隊の空母艦載機からウラジオストクなどにある極東ソ連軍の出撃基地をたたくことを指摘した模様だ」(朝日)八二年九月二日)

八三年三月から開始されたこの研究の内容は「他の共同作

戦計画の研究と同様、脅威の分析、シナリオの設定、日米の

投入兵力の見積り、共同作戦の実施要領の検討等」(泰豐)

議員の質問主意書への政府答弁書、八三年八月十一日)とさ

共同作戦への参加、アメリカ帝国主義の侵略戦争に傭兵軍として動員される事態以外を意味しないことはあきらかであろう。これらの日米共同作戦計画は、紙の上の計画にとどまることすれば、そのための訓練と演習だけでなく、左近尤氏も指摘しているように予算と立法上の措置を必要とする。

ドネリー司令官は、この日米共同研究が、日本の防衛力増強の目標をあきらかにすることを重視している。

「九月のハワイにおける日米安保事務レベル会議で合意をみた、シーレーン防衛に関する共同研究が終了すれば、日本が実際に、さらにどの位の力を必要としているかが明らかになる。これは非常に複雑な研究で、簡単な作業では終りませんが、しかし研究が完了した後には、必要な防衛力整備体制がもつと明らかになると思う」(前掲誌、三〇六)

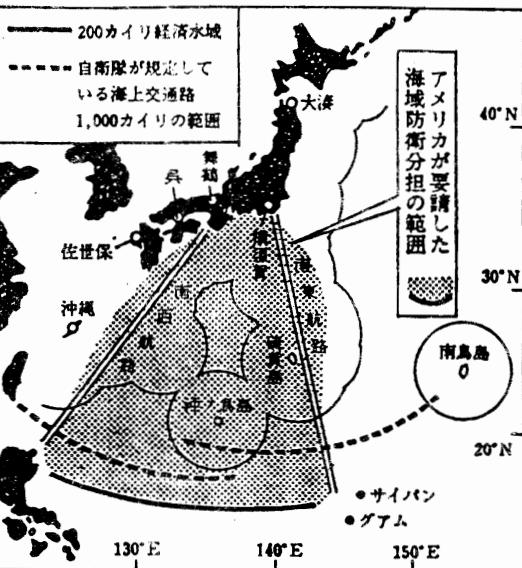
米側のねらいが八二年のハワイ事務レベル協議でつきつけた試算のおしつけ、それによる大軍備増強の早期達成にあることはいうまでもない。

ドネリー司令官は、さらに言葉をついで、当時「赤旗」(八三年十一月十八日)が報道したように、憲法「改正」の必要にまで言及している。

「戦時下では、憲法や法律を変えなければならないかもしれない。有事の場合に、日本の国旗を掲げた船以外は防衛しない」というのは、少々ばかげている」(同誌、三〇六)

このうち有事法制については、防衛庁は八四年十月十六日、八一年四月の第一分類(防衛廳所管の法令)につづく第二分類(各省厅所管の法令)について中間報告を発表した。中曾根首相は第三分類(所管省厅が明確でない法令)についても「至急督促させたい」と答弁している。自民党的の安全保険法に加え、死罪を最高刑とした国家秘密法の第三次案を発表し、其の小委員会は「議員立法として次期国会に提出した

第1図 わが国の周辺海域



れでいるが、渡部統幕議長は八四年十月、八五年度をメドに終了するという方針をあきらかにした(ただし、第一五回事務レベル会議に際しての「朝日」報道によると、「この結論はあくまで第一段階のものにすぎない」とし、その後はさらに高度の戦術研究を継続することでも一致した)。「朝日」八四年六月二十七日夕刊とのことで、なお継続されることになつていて)。「日経」の報道によるところの研究は、ドネリー司令官のいう第二の海峡封鎖と第三のシーレーン防衛の二つの研究を一つにまとめておこなっている模様である。その内容も恐るべきものがある。

「ここでは『日本有事』の際、日米が共同でどのよにシーレーンを確保するかを研究対象とし、極東ソ連軍を事実上の「仮装敵」とみて、「敵」の兵力量と予想される攻撃形態、それに対する日米の防衛分担による対抗案を検討している。防衛局によると、日本が護衛艦、P-3Cなどによる対潜哨戒や機雷投下などによる三海峡の通航阻止を実施、米国は空母機動部隊を使って「敵」の基地をたたくというのが基本的な研究の図式という。「米国がヤリ、日本がタテ」という分担関係となるが、海上自衛隊の護衛艦が「ヤリ」の役割を担う米海軍空母群を護衛するなどを内容とした研究がまとまれば専守防衛との絡みで大きな論議を呼ぶものとみられる」(日経)八四年十月二十五日)。

この記事が指摘する、「ヤリ」と「タテ」の分担が意味している危険とは、たんにシーレーン「防衛」にかんしてのみ生ずる問題ではなく、ガイドラインにもとづく日米共同作戦全体、したがつて日米軍事同盟の本質から生ずる問題である。ガイドラインは、「作戦構想」の「海上作戦」「航空作戦」の項で、「米海軍部隊」「米航空部隊」がそれぞれ「機動打撃力を有する作戦部隊」「航空打撃力を有する航空部隊」の使用を伴う作戦をも実施することを規定している。核装備までつた「ヤリ」としてのこれらの米軍攻撃部隊を「タテ」として自衛隊が守ることが、集団的自衛権にふみこんだ日米

11月21日 水曜日

四 五 六 七

日 月 金

海賊化の危機

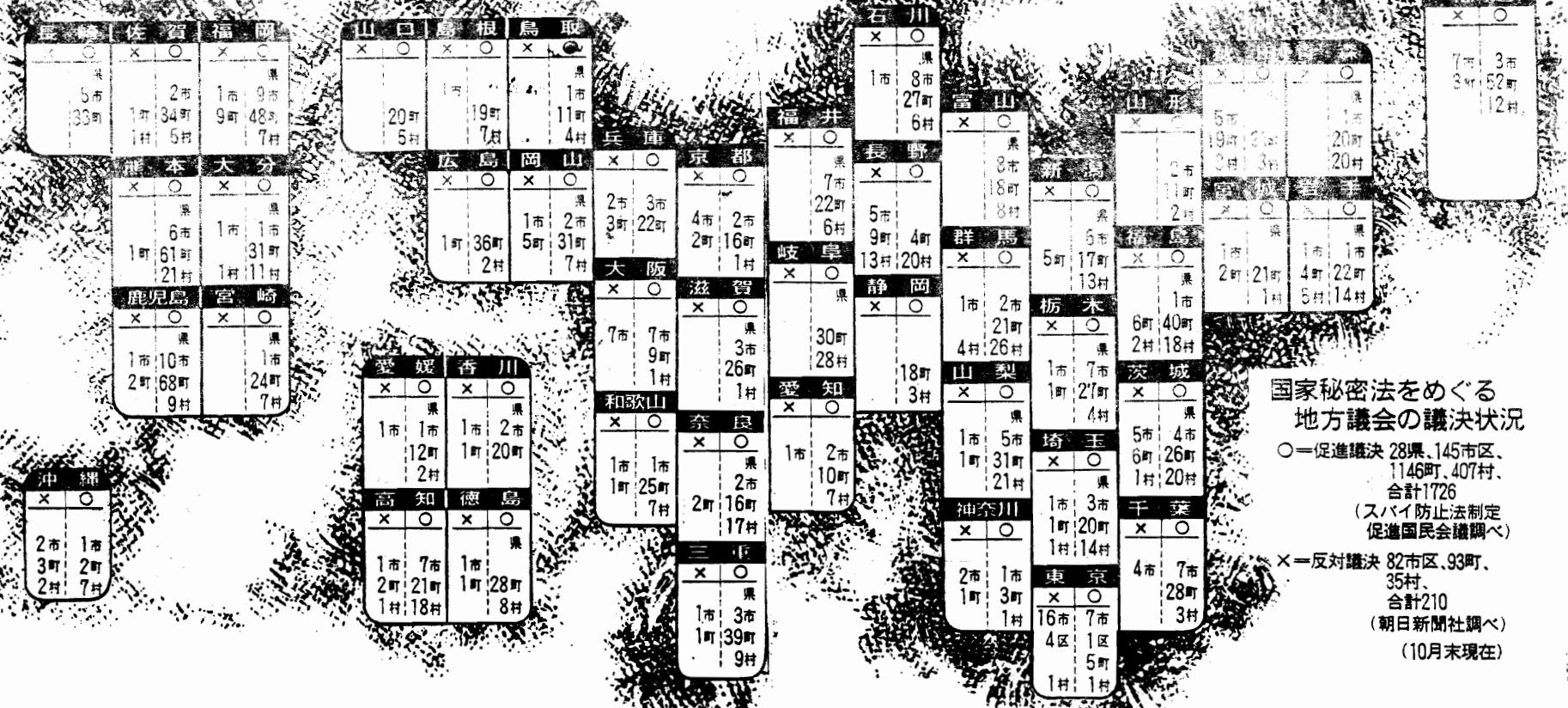
促進議
反対議

(朝日新聞社調査
スパイ防止法制定
促進国民会議調べ)

いつから誰がいつの間に

地方は半分賛成って本当? 国家秘密法

30議会 反対へ逆転



危機感：反対の輪が広がっている

一方、平十四年六月二十八日、出の意見広告を取り廻んで、京都弁護士会と京都マブロミ文化共闘会議が国密法反対する「万人の意見広告書類委員会」について、一千円で賃金を支払った際に呼びかけに応じた人々の数を、一回で新聞に掲載しきれなかつた。はじめて八月十一日付、丸山の京都新聞は、「私たちの耳、口があがれる社会はめでやう」という大きな見題で、口から憲法を始めたんだよ。要案は六、七月でした。それが、七月の衆参同日選挙に参加者がどうと増えたんだよ。国民党が大勝した。まさに國密法が頼んでいた危機感が出でたんだよ」と実行委ではじめて、

反対、十二月の発表要旨、最近の事態、海賊阻止、姉妹のいじめ、各地で反対活動や声明發表の対応について。廿五日付は七月に国案を一部をベターメイズに改めた密法対策案全部をもとに、各地の弁護士会からの要望に応じて、各田園集会、学習会、演説会などを開いた。国民党が過半数だ主導する田園集会、学習会、演説会などでの催しも増える。一方、大衆運動でかぶさないのが、市民手をつなぐのは重要な事例（佛祭）、「金属の砲兵」、支那ならぬ乗組の趣え、反対運動に取り組むこと。（日露）と評価が高くなる。國家機関法改正各界連絡会議は、共産系の労組、民主団体を中心とした組織で構成され、共産翼が中心的に運動を進めて

促進？反対？当の議員も忘れている

が全国の市町村議会事務局に促進、反対賛成の有無を問うて合せられたといふ。すると問題でいたい所があつた。

議論を記憶があつてゐるのうじて、
た。國家秘密法制定促進派
は、地方議会の主導的促進派は、昨年、國家秘密法制定反対
二条達成を最大の「にしきのめ
競」にして、國民的合意を得た……と主張する主張強烈
もある。
しかし、促進議決は數だけは、
地方議会の五〇%を超過している
が、いかにもおさひとはな議決
で、真剣な論議が欠けていた
のである。
名の「國家秘密法制定法の撤回を求める
大分県大野郡千歳村の議會は、昨年六月、
の意見書を採択した。五十五年
十一月に制定促進の意見書を採
択した村議會は、
日本本邦政府は大分県本部の

田代は連続犯書が採択されたことを知らなかつた。
「ふう」相手は誰なの? 田代は思ひながら、
回を運転する。心から實な出来事だ。
おいた。(心地よいもので) いやあ! いき詰めてやがる!(大失態)

月、早々と
た。しかる
旨を覚えて
おらず、探し
記憶があわや
の秘密をえ
補事件)の
有力な政治
そろそろして
審議もせね
うだ。(宮内)

現在、意見書を提出する機会はほんのわずかであるが、この機会に、促進の実事についての意見を述べてみたい。まず、この件は、主として、団体役員の間で、議論され、決議されたものである。そこで、団体役員の立場から、意見を述べたい。

の議論が決算したなり。
「いかがわい」の説明が高
い。書くべきだ。

議決は小さな町村に偏つてゐる

（三）町村で（の）のが出る（の）
（い）のが、促進講演会の高さ
のほは講演会で、和のものとの
心、町議会のものとを記念
して（い）。人（い）がな（い）（い）

ト講義数も少く、町がやがて中心となり、他の郡が並んでいた。米崎
は、促進議会が広がり、金を立てて、決してやべる事ある。ひいて
は、その金をすねて贈られた。それで、ひいては、自分の頭髪が講義
の象徴である。これが地方講義の特徴である。
しかも、促進議会の仕事は、の
れに反対議会が起つた自治体が、心配が動いたいとおながをそ
しめただいたる。正確にいへば、
と、促進議の議論をめぐらし少な
い。したくて、町がおおなう、人口の
増加の問題が、議論の題材となつた。
また、促進議会は四ヵ月の間、ま
で、細かい問題ばかり、ただ、促進議会が、比較的
のバラエティがあり、郡内の町村
が同じ時期に促進議会を行な
たことによっていいものがわざわざ

百万人以上の大都市での足進議決はゼロ。逆に、京都市、川崎市が國家秘密法に反対する講演をしてくる。また、秋田、宮城、長野、岡山、岐阜、広島、鳥取、山口、徳島各県内外では、市議会での足進議決はない。東京十三区では、台東区が促進議決をやっているが、中野区が板橋など10区が反対を議決している。

都道府県
人口を抱く
道、千葉、
都、兵庫を
決、比較的
議決を以て
いた。
議決の相
も、高知を
す。
た。

いへんでも、みんなの
は東京、大阪、北海
い。しかし、秋田、長野、鹿児
では東京都内もむかう。反
対が促進議決に向ひてね
人口の多く、県知事選
「地方知事選舉」ですが、必
じるのは福岡、埼玉
もいへん。また、議の合
町村部で重くかかる
の高知、愛媛県を上るぐ
次に、た高知県内で
高知の促進議決率は、ふるさと
は促進議決にむけ
議会は反対を決め
い。山形、新潟の川口、福島
がりで、地元の中央
政のため、「草の根」包围

この問題は、もとより、その地盤の運動量の問題である。これが、必ずしも、この問題の本質である。したがつて、この問題は、必ずしも、この問題の本質である。したがつて、この問題は、必ずしも、この問題の本質である。

中身知つて 反対議会増えて いる

一萬六千國家機関法の制定促進
を講演したが、その後、一巻の
「制憲改定を打ち出した選舉権」
で町議選が、今回の選舉にのみ
三十九ヵ所ある。
その内訳は別表に掲げたもの
だ。大字十八町、大村二十一
ヶ所。
べくして防山選舉改進派の選
動の第一次としていた五十一
大、七任にて、いたたん制定
促進の意見書を提出したが、自
民党が国家機関法選舉を國会に上
廻した結果大河の発言で「いざ
は政略回りた」といふが選舉
のバーナー。
五十六、七年といひども、また
べくして防山の出處を失々か、わ
かりじこなかった。それが眞理
党議員の上陸に付いて、正規の
日本生産にも最大の影響を及ぼす
事へ心配があつたのである。

逆転議会	促進→反対
金ヶ崎町(岩手)	56年→60年
平景町(夕)	57→60
大野村(夕)	57→60
五城目町(岩手)	57→61
河辺町(夕)	57→60
峰浜村(夕)	58→60
遠寺町(福島)	56→60
鹿島町(茨城)	56→60
御前山村(夕)	56→60
柏川村(群馬)	56→60
日野市(東京)	55→60
輸都留市(石川)	56→61
都留市(山梨)	56→60
玉城町(三重)	57→60
長岡京市(京都)	55→60
王寺町(奈良)	56→60
見市町(岡山)	56→60
久米南町(夕)	57→60
安浦町(広島)	57→60
大月町(高知)	55→60
越知町(夕)	55→60
西土佐村(夕)	55→60
八女市(福岡)	55→60
志免町(福)	56→60
吉富町(夕)	56→60
糸島町(夕)	56→60
糸美町(夕)	55→60
千歳村(大分)	55→60
鹿郷町(鹿児島)	55→60
竜笠町(夕)	58→60

いる
も重大性を認識したがんだ」と
共産党市議は語る。
「職務中の解説書がみのが
えぬのは困る」(福岡県古賀
町)、「國家秘密法は基本的人
権を侵害する恐れがあり」(属
兒島真意郎町)、といった懸念が
逆説につながった。
議論ながら実戦した結果、逆
転した議論もある。西川県新見
市議会は廿六年五月の促進議
決を、昨年十一月に逆転した。
同議会は県や衆議院が大半を
占めるが、共産党市議が弁護士
会の賛成や法律のパンフレット
を全議員に配った。全議員議會
を一回開いて、國家秘密法の危
険性した。その結果か、つい
か。一人の反対もなく、逆転が
決まった。
福岡県志免町でや。町議会は
逆説的原因や「議論がひどい議
識の変化のせいで」(西川)、以
上。

今回の調査で、スパイ防止法
反対ない足進へ……と連絡した
ケースが一つあった。埼玉県北
埼玉郡南河原村だ。

すと憤慨された。
しかし、新しい三議論会
では、いつの間にか議論が出了した促進会
見習が通つて、あいさうの運営が
された。提案者は前回の議論会では
反対した人物。
北埼玉町では南浦原を除いて
他の四町村が足進議論をやしむる
り、保砂努力が強められ、大に図い
た構造だった。

勝共連合が支え進めて いる

安易な促進ムードは弱まっていく

草の根方式を促進派も使っている

根抜けつい、「全面的
にやないむのをさそり
う見習が通り、四町と
が持つてきた資料とは
案の審議会を三月議会
に出」採扱する結果に
村に促進議決の申請書を郵送

「すべて防士法制定反対運動の高
いめに、民衆の行動を握る男が
たびたび現れた。たくさんの資料
料を持ち込み、制定を熱心に説
いて回った。繰り返し催促する
もので、じきそら警察に照会した
が、「選舉連合の關係者ではな
いか」との結果で、かわらなか
った。

昨年秋から反対運動の高
度化に付随して、再び促進派の
政治が強まっている。五十六
年が二回あった第一波に続
く第二波だ。
同年三月議見書を三月議見書
山口県大島郡四町の三月の促
進法が一つの例。△全市町
村に促進法の陳情書を郵送し

記者のスクープは
死刑もしくは無期懲役

自衛隊との秘密保全の標語 一つ読んで下さい。

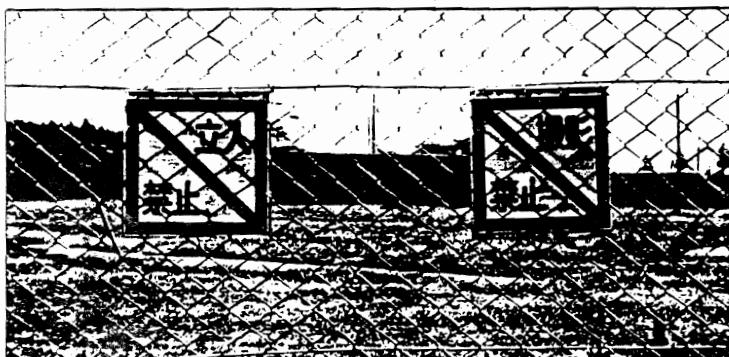
「防衛省が『鳥取新連絡地』を建設する計画」ある新聞社がこうスクープしたところ、「国家秘密を外国に漏洩した」として最高刑死判で処罰される……。こうした事態が國家機密法のうちは生まれるのだが、「外国に連絡」ということからも商業的なスパイが外国の情報機関に情報を送る行為をさすように思える。これがどうしてはない。

國に防衛秘密を知らせ、又は外國がこれ
を知り得る状態に置くこと。いろいろの通
報機関が、この種の報道を公表する場合、
又は外國の報道機関がこれを公表する場合、
信する場合、「——」「外國が我が國の防衛
秘密を知り得る状態に置くことを明かすか
であるから、「通報」行為にあたる。」

事態で「国家安全保障」の方へ、その結果「我國の安全を著しく害する危険が生じたりせた」とみなされれば、死罪なども無類的殺況に処罰される(死罪なし)といふのである。

11 秘密保全 これが子のこの自衛隊	12 家庭保全 司令二主の責任者	13 家庭保全 なげては、家族の 金話を要注意
14 家庭保全 夫婦活動をもとに結構 保全の意味味と孝心を なく正しく公平に	15 秘密保全 保全意識の再確認	16 百の収集する方法 ひとつ漏洩する事無く あなた私被の用心
17 百の収集する方法 ひとつ漏洩する事無く 二人二人が情報で	18 百の収集する方法 あなた私被の用心	19 百の収集する方法 あなた私被の用心
20 百の収集する方法 あなた私被の用心	21 国防論争の一度 思ひ起せ保全意識	22 百の収集する方法 あなた私被の用心
23 百の収集する方法 あなた私被の用心	24 百の収集する方法 あなた私被の用心	25 百の収集する方法 あなた私被の用心
26 百の収集する方法 あなた私被の用心	27 百の収集する方法 あなた私被の用心	28 百の収集する方法 あなた私被の用心
29 百の収集する方法 あなた私被の用心	30 百の収集する方法 あなた私被の用心	31 百の収集する方法 あなた私被の用心
32 百の収集する方法 あなた私被の用心	33 百の収集する方法 あなた私被の用心	34 百の収集する方法 あなた私被の用心

【上】第1節 第1章 第7節 第1項の様式の壁には、わられた「秘密保全」の標語。その標語の1つ1つを読んでほしい。これを国民に押しつけようとしているのだ！



宮城県・陸上自衛隊大和駐屯地に“撮影禁止”的看板か！(85年10月15日撮影)。“国家機密法の先取りだ”との平和・民主団体などの抗議でその後とりはずされたが……

黒田：國家秘密法といふのは結果的問題の性質を離れて、専門的な問題で用ひられた」とみなされれば、専門的な問題に専門的な問題役に処理される（専門化）のアリ。

（一）歴史から、日本は政治改進のうえで、西洋の開拓地にさしかかる前に、明治維新によって、西洋の影響を受けて、國政の重要問題として、いつづけを国民が关心にする歴史的経緯がある。

（二）「國家秘密法」は、國家機密の「探査・収集」の行為を範囲とする法律である。（國家秘密法）は公表十二月以前の取材・研究のうえで、外國に通報する日数を三十日以内（第六十一条）に定めた。この探査・収集は、歳次（年）以上（第六十一条）のものに亘るが、あくまでも三十日以内（第六十一条）に限られる。